かわさき労働情報

Kawasaki Labor Information

2024
3
NO.2159

特集

DX基本ガイド：中小企業のための手引き
令和5年度　労働相談状況

川崎市からのお知らせ【P.5～】

今月のトピックス【P.8～】

- 石綿（アスベスト）にばく露する業務に従事していた労働者の方へ
- 3月は「自殺対策強化月間」です

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q&A【P.11】

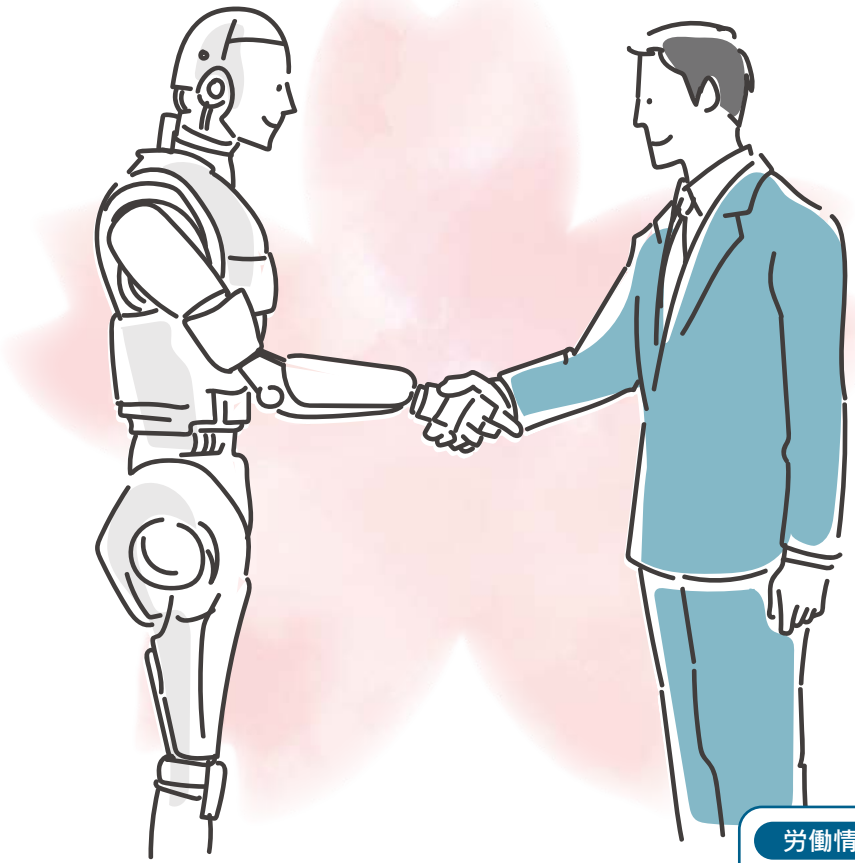

労働情報をウェブで見るには？

川崎市ホームページ

「事業者・就労支援情報」

「事業者・就労支援の各種情報」

「事業者向け情報」

「かわさき労働情報」

KAWASAKI CITY

DX基本ガイド：中小企業のための手引き

かながわ補助金研究会　中小企業診断士 山口 修平

はじめに

「DX」という言葉、最近よく耳にします。経済産業省が2018年に「DXレポート」を発表して以降、ビジネス界における重要な動きとして注目されています。このレポートは多くの企業がデジタル技術の導入を加速するきっかけとなり、新型コロナウイルス感染症の流行はこのプロセスを一層推し進めました。もはやDXは単なる流行語ではなく、経営戦略の中核的なキーワードになっています。

しかし、「DX って結局何だろう？」「デジタル化とはどう違うの？」といった疑問をお持ちの方も少なくないでしょう。本稿では、「DX」について基本から分かりやすく解説していきます。DXに対する理解を深め、実際の取組に繋げていきましょう！

1．DXとは、端的にいうと

「DX」とは、デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略称です。経済産業省の「デジタルガバナンス・コード2.0」によると、以下のように定義されています。

『企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること』

つまり、DXは「デジタル化（D）＝データとデジタル技術の活用」を通じて、「トランスフォーメーション（X）＝組織やビジネスモデルの変革」を図り、競争上の優位性を築くことです。

ここで重要なのは、DXがゴールであり、デジタル化はその手段である、という点です。

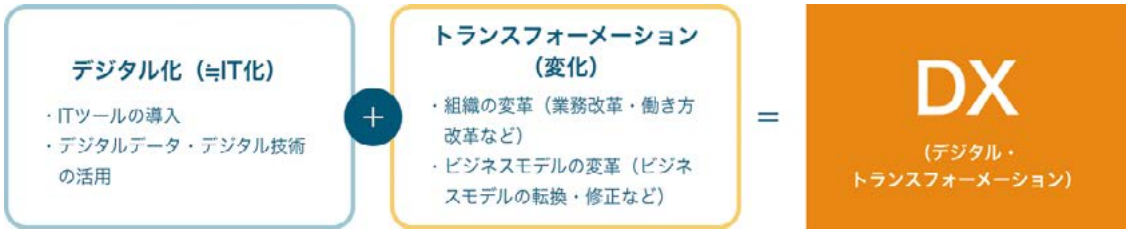

＜出典：ミラサポ plus https://mirasapo-plus.go.jp/hint/15869/ ＞

2．DXに向けて、まずは手の届く範囲から始めましょう

DXをどう進めればいいでしょうか？重要なのは、デジタル化のプロセスを段階的に進めることです。ペーパレス化やIT化はDXに不可欠なステップであり、その次に続くのが「DX」です。自社の状態に応じて、できるところからスタートしてみましょう。以下に示すのはDXの３つのステップです。

①デジタイゼーション（≒ペーパレス化）
　これまで紙で行ってきた業務をデジタル化するなど、アナログ・物理データのデジタル化

②デジタライゼーション（≒IT化）
　業務の一部分を対象とするデジタイゼーションに対し、業務プロセス全体をデジタル化

③デジタルトランスフォーメーション（DX）
　新しい価値を生み出すために、製品やサービス、ビジネスモデルはもちろん、組織全体をデジタルの力で変革し、高い競争優位性を確立

出典：経済産業省「DXレポート2（中間取りまとめ）」

3．企業のＤＸへの取組状況と課題

2023年10月に（独）中小企業基盤整備機構が公開した「中小企業の DX 推進に関する調査」によると、日本の中小企業の約70%がDXに取り組んでいないことが明らかになっています。主な理由は、「DX・IT関連人材の不足」と「予算確保の困難さ」です。また、「何から始めたらよいか分からない」「具体的な成果が見えにくい」という、進め方や成果が不明瞭なことも理由として挙がっており、DXへの取組の敷居の高さが指摘されています。

これらの背景から、国の支援策に対する期待の声も多く、「補助金・助成金」や「DX推進指針の明確化」が特に求められています。

4．DX推進に向けた国の支援策

経済産業省は、産業界のDX推進に向けて、「デジタルガバナンス·コード」を中心に、産業界のDX推進に向けたさまざまな施策を提供しています。特に、中堅・中小企業に焦点を当てた「デジタルガバナンス・コード実践の手引き」は、DXを推進する上での具体的な方法と成功例を提供しており、DXの推進における不明瞭さを解消する良い出発点になります。

「何から始めてよいかわからない」「具体的な効果や成果が見えない」という課題に直面している場合は、「デジタルガバナンス·コード」から始めてみることをお勧めします。

<出典：経済産業省 HP https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx.html >

【DX関連サイト】

DXに関連する多彩なサイトがあるのでその一部をご紹介いたします。

「ここからアプリ」 https://ittools.smrj.go.jp/	中小企業や個人事業主が経営課題の達成に役立つ IT サービスを簡単に検索できるウェブサイト
「マナビ DX（デラックス）」 https://manabi-dx.ipa.go.jp/	デジタルに関する知識・能力を身につけることができるポータルサイト（無償の講座も多数あり）
「みらデジ」 https://www.miradigi.go.jp/	中小企業・小規模事業者・個人事業主等に対し、デジタル化による経営課題の解決をサポートするサイト

【助成金と補助金の活用】

助成金や補助金の支援策を利用し、DXにおける人材や資金の課題解決を図りましょう。詳細については、必ず最新の公募要領等を確認した上で、公的支援機関や中小企業診断士などの専門家にご相談ください。

助成金	「人材開発支援助成金」 2023 年に高度デジタル人材訓練の対象講座が拡充されました。
補助金	「IT 導入補助金」「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「事業再構築補助金」「小規模事業者持続化補助金」などを利用できる可能性があります。

まとめ

DXの基本、課題、そして活用できる支援策を概観してきました。経済産業省が発表した「半導体・デジタル産業戦略」では、Society5.0の実現に向けた産業全体のデジタル化が国家戦略とされています。また、近年、生成AIが生産性向上やDXの新たなツールとして注目されており、DXは企業存続にとって喫緊の課題となっています。本稿がDXに関する理解を深め、実践への一歩へ繋がることを願っています。

令和５年度　労働相談状況

【労働相談状況】

令和５年度に川崎市で実施した労働相談件数は、566件（12月末時点）で、前年同月と比較して105件の増加となりました。相談者数は421名で、前年同月に比べ106名増加しています。

令和５年４月から中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が25%から50%に引き上げられたこともあり、労働条件の相談が多くなっています。

○労働相談内訳（件数については、１人で複数相談あり）

年度＼項目	健保年金	労働条件	賃金未払	退職金	労災通災	解　雇	雇　用	雇用保険	その他	件　数	相談者
令和5年度12月末	62	119	33	0	29	43	10	36	234	566	421
うち　パート関係	22	28	20	0	3	12	6	7	57	155	120
令和4年度12月末	45	107	33	8	20	28	8	31	181	461	315

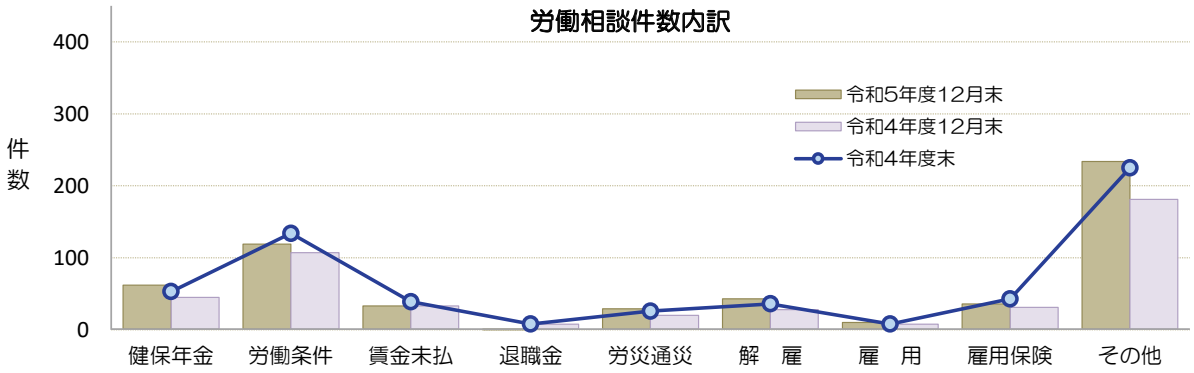

【パート労働者の労働相談件数】

項目＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和５年度	21	18	19	13	17	24	13	20	10	155
令和４年度	11	19	13	16	7	21	13	20	14	134

パート相談者の労働相談件数は前年同月と比べ21件増加しており、相談者数は120名で、前年同月に比べ31名増加しています。

【各種ハラスメントに関する相談状況】

項目＼年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度(12月末)
各種ハラスメント	43	67	83	74	70	69	69
全相談	859	898	857	877	595	572	566

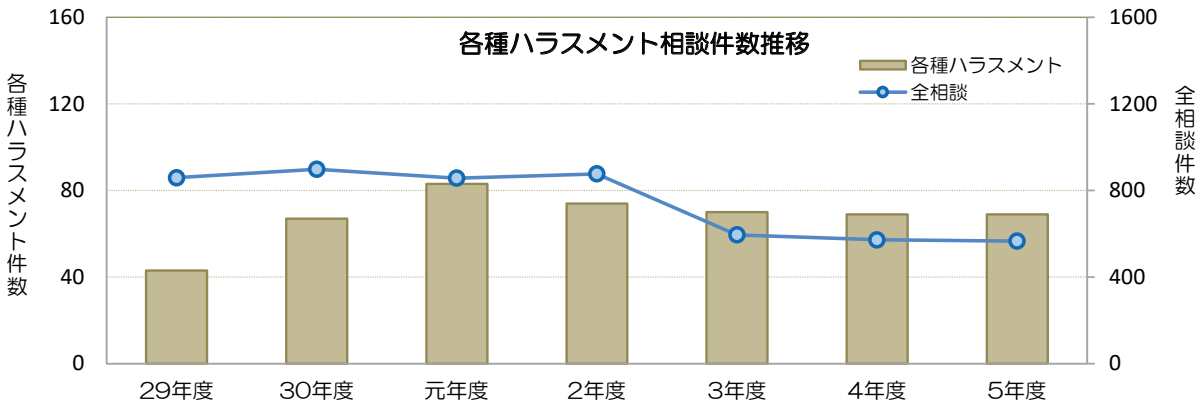

令和５年度12月末までに、労働相談窓口へ寄せられた各種ハラスメントに関する相談は、69件で前年同月（57件）と比べると増加傾向で、雇用形態を問わず各種ハラスメントで悩んでいる労働者が多くいます。各種ハラスメントのない職場作りが、事業所の永続的発展と繁栄をもたらすことを改めて認識し、経営トップの決意表明と実行が不可欠です。

労働相談窓口変更のお知らせ

労働契約や労働条件に関する問題、労働組合や団体交渉に関する問題、職場のハラスメントに関する問題など、労働問題を抱えた勤労者を守る立場に立って、対面・電話・オンラインによる労働相談を実施しています。令和６年４月１日から労働相談窓口の受付体制が、下記のとおり変更となります。

詳細につきましては、川崎市ホームページをご確認ください。

社会保険労務士による労働相談

●対面・オンライン相談（予約制）

日　時　月曜・水曜（祝日及び12月29日～１月３日は除く。）
９時～12時、13時～16時

場　所　中原区役所４階地域振興課相談窓口
※相談日の前週の木曜までに0120-110-225へ
電話にて予約をお願いします。

●電話相談

日　時　月曜～金曜（祝日及び12月29日～１月３日は除く。）
９時～17時

電　話　0120-110-225

※専門相談員による労働相談（対面・電話）は令和６年３月末で終了いたします。

【問合せ】川崎市 経済労働局 労働雇用部　　電話　044-200-2271

広告

こんなお悩みはありませんか？
弁護士があなたの会社をサポートします！

“ 残業代は、絶対払わなければいけないの？ ”
“ 取引先や従業員との契約書は作った方がいい？ ”
“ 後継者がいないんだけど、どこに相談したらいい？ ”

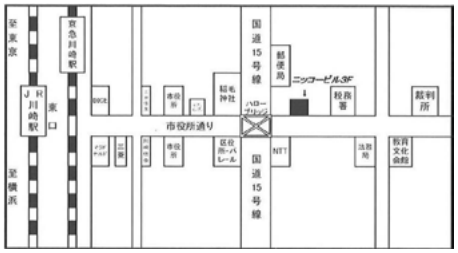

TEL 044-244-3981

コロナ禍の皆様を応援するため、期間限定で
電話での法律相談を15分間無料とさせていただきます。
ご予約の際に「かわさき労働情報を見た」と
お伝えください。

創業27年　弁護士7名在籍
小山法律事務所
代表弁護士　小山治郎
川崎市川崎区榎町1番8号　ニッコービル　3階

川崎市働き方改革・生産性向上推進事業者表彰式を開催しました

川崎市では、市内の支援機関や金融機関などと連携した「川崎市働き方改革・生産性向上推進プラットフォーム」を設置し、市内中小企業の働き方改革・生産性向上を推進しています。

令和6年2月1日、独自の活動等により、働き方改革及び生産性向上の推進に資する優れた取組を行う市内中小企業6社を選定・表彰しましたので、表彰企業の取組をご紹介します。

株式会社しむら

製造業（宮前区）

代表取締役
川﨑　雅代　様

- 3か所に分かれていた拠点を1か所に集約！
- 拠点間の連絡調整が容易になるとともに社員の顔が見えるためコミュニケーションが活発に！

隅田冷凍工業株式会社

倉庫業（川崎区）

代表取締役社長
田渕　馨　様

- マテリアルハンドリングによる自動倉庫を新設。作業自動化と労働環境を改善！
- 自動倉庫導入に伴う作業効率化とともに、車両予約システムの導入で、車両待機時間を大幅に削減し2024年問題に対応！

タイジ株式会社

製造業（川崎区）

代表取締役社長
堀江　裕明　様

- 各種短時間勤務制度や社内システムとしてクラウドシステムを導入！
- 従業員の多様な働き方を実現するとともに、クラウドシステムでどこにいてもアクセス可能に！

ダンウェイ株式会社

医療・福祉（中原区）

代表取締役社長
高橋　陽子　様

- 視覚障害を有する従業員の勤務環境構築により管理職としての活躍を実現！
- 社内独自のマネージャー認定制度を構築し、従業員の連続的な育成と若手従業員のモチベーションを向上！

ミネベア ソフトウェアソリューションズ株式会社

情報通信業（川崎区）

管理部長
山本 賢一　様

- グループウェアシステム導入により、社内の申請をペーパーレス化！
- 「office365」導入によるテレワーク実現や、RPAにより経理業務の入力を効率化！

株式会社和興計測

製造業（高津区）

代表取締役
五十嵐　崇　様

- Google カレンダーによる工程管理を導入し、管理作業を効率化！
- 受注関係の紙資料を電子化し、エクセルのリストから検索できるシステムを独自に構築！

＜表彰された6社＞

＜2月1日に表彰式を開催＞

<市長からの祝辞>

【問合せ】川崎市 経済労働局 労働雇用部　　電話　044-200-1732

川崎市最高峰の匠「かわさきマイスター募集」のお知らせ

川崎市では、例年4～5月頃にかわさきマイスターを募集しています。自薦・他薦は問いませんので、長年技術・技能を研鑽されてきた方のご応募や、皆さまの身の回りにいらっしゃる素晴らしい技術・技能を持った職人の方々のご推薦をお待ちしています。※募集期間は変更になる場合あり

応募条件（応募時点）
(1)市内に1年以上在住または在勤している現役の優れた技術・技能職者
(2)年齢40歳以上、応募職種に25年以上従事している方

＜募集から認定までの流れ＞

①募集	②推薦・応募	③調査・選考	④認定・表彰
4月上旬～5月下旬 公共施設でチラシ配布、市政だより・HPでお知らせ。	5月末までに推薦書にてご応募ください。自薦・他薦いずれもご応募可能です。	6月下旬～9月下旬 応募者への問い合わせや訪問調査を行います。	11月頃(予定) ※スケジュールは変更になる場合はあります。

【問合せ】川崎市 経済労働局 労働雇用部 技能奨励担当
電話　044-200-2242　　メール　28roudou@city.kawasaki.jp
かわさきマイスター　検索

川崎建築高等職業訓練校の生徒を募集します

建築大工の基本を学ぶことができる川崎建築高等職業訓練校の生徒を募集します。

対　象　市内建築事務所に勤務しているか内定している人
期　間　４月から２年間、土曜９時～17時
費　用　入校金20,000円、授業料月額12,000円、初年度のみ研修積立金月額5,000円
訓練内容　木造建築の実技、設計製図、測量実習など。
修了時の技能照査合格者は技能士補の資格が取れ、２級技能検定の学科試験免除となります。
また、修了時は２級建築士並びに木造建築士の受験資格が得られるようになりました。
申込期限　令和６年３月29日（金）＜必着＞
申込書を郵送で川崎建築高等職業訓練校へお送りください。※申込書は同校で配布中です。

【問合せ】川崎建築高等職業訓練校（川崎市川崎区藤崎1-13-27）
電話　044-222-4447　　FAX　044-233-1352

川崎市就業応援ポータルサイト「JOB－Lかわさき」

求人情報を掲載したいとお考えの企業さま

JOB-L かわさきは、求人情報を無料で掲載できる就業応援ポータルサイトです。
川崎市と、(株)フューチャーリンクネットワークが協働で運営しており、就職イベントへの参加企業・参加者募集、人材確保セミナー、就職支援機関・制度等、求人企業・求職者双方に役立つ情報を掲載しています。

◆求人情報掲載（無料）の手続き方法

次のHP下部の「お問合せフォーム」から必要情報をご入力、またはお電話にてお問い合わせください。
川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」担当者から具体的な手続きをご案内いたします。
なお、ＪＯＢ－Ｌかわさきの月間平均アクセス実績は約5,700PVです。

【HPアドレス】https://kawasaki.mypl.net/job-l/page/forcompany
JOB-L かわさき　検索

【掲載に関する問合せ】川崎市就業支援室キャリアサポートかわさき　　電話　044-811-6088

労働相談等のお知らせ

秘密厳守
相談無料

●街頭労働相談　＜予約不要＞

賃金未払い、労働条件、退職や解雇、パートや派遣労働のトラブル、職場のいじめ・パワハラに関するさまざまな労働問題等について、ご相談に応じます。また、労働関係資料の配布も行いますので、お気軽にお立ち寄りください。

日　　時　令和６年３月14日(木)　11時～17時
※天候により中止となる場合がありますので、ご注意ください。
会　　場　小田急線新百合ヶ丘駅　南口ペデストリアンデッキ
相 談 員　かながわ労働センター職員　　**主　　催**　神奈川県／川崎市

●弁護士労働相談　＜事前予約制＞

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日　　時　令和6年3月26日（火）13時30分～16時30分（1人40分以内）
原則、毎月第４火曜日（平日のみ）
会　　場　かながわ労働センター川崎支所　　**主　　催**　神奈川県／川崎市

●夜間労働相談　＜事前予約制＞

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日　　時　令和６年３月21日（木）17時15分～19時30分（１人40分以内）
原則、毎月第３木曜日（平日のみ）
会　　場　かながわ労働センター川崎支所　　**主　　催**　神奈川県／川崎市

●ワーキングマザー両立応援カウンセリング　＜事前予約制・電話相談可＞

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいなど、働くママ、プレママの悩みを、専門の女性カウンセラーに相談できます。電話にてご予約ください。

※０歳から６歳（就学前）までのお子さまをカウンセリング中にお預かりします。（無料）
相談希望日の１週間前までにお申し込みください。

日　　時　令和６年３月９日（土）　12時～16時（1人50分以内）
令和６年３月19日（火）　13時～16時（1人50分以内）
会　　場　かながわ労働センター川崎支所　　**主　　催**　神奈川県

【問合せ・申込み】かながわ労働センター川崎支所
川崎市高津区溝口1-6-12　リンクス溝の口1階　JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分
電話　044-833-3141　　FAX　044-833-0180

石綿（アスベスト）にばく露する業務に従事していた労働者の方へ

石綿（アスベスト）にさらされる作業に従事していた方については、将来、肺がん（原発性）や中皮腫等の健康被害が生じるおそれがあります。特に中皮腫については、石綿との因果関係が強く指摘されています。また、これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、肺がん（原発性）で15～40年、中皮腫で20～50年という特徴があります。**「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」「作業で石綿製品を取り扱っていたのでは？」**と心配されている方は、厚生労働省のホームページで作業の内容や取り扱っていた石綿製品を確認して、相談窓口でご相談されることをお勧めします。

・石綿健康被害救済法とは

石綿による健康被害は、仕事により発症したときは労災補償の対象となりますが、それ以外の被害者を迅速に救済するために「石綿健康被害救済法」が制定され、平成18年３月27日から施行されました。この法律により、労災補償の対象とならない周辺住民などに対して救済給付が支給されます。(※1)また、労災補償を受けずに亡くなった労働者のご遺族に対して特別遺族給付金(※2)が支給されます。

令和４年６月17日、改正石綿健康被害救済法が公布されました（請求期限の10年延長など）。詳細は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

（※１）労災補償の対象とならない方への救済給付の手続きは、独立行政法人環境再生保全機構で行っていますのでご確認ください。
（※２）特別遺族給付金には、特別遺族年金と特別遺族一時金があります。特別遺族年金は原則年額240万円、特別遺族一時金は1,200万円です。

【問合せ・関連情報等】

◆石綿にさらされる作業に従事していたのでは？と心配されている方
厚生労働省　アスベスト情報　検索

◆アスベストばく露者やアスベスト関連疾患患者を対象に、健康相談・健康診断・診断及び治療を行っている機関や独立行政法人労働者健康安全機構の労災病院について
アスベスト関連疾患への取組　検索

◆労災保険の給付対象とならない方の救済給付について
独立行政法人環境再生保全機構　石綿救済相談ダイヤル
電話　0120-389-931　平日10時～17時（土・日・祝・年末年始を除く）

3月は「自殺対策強化月間」です

～関係府省庁等と連携し、さまざまな取組を実施します～

厚生労働省は、３月を「自殺対策強化月間」として、自殺防止に向けた集中的な啓発活動を実施しています。自殺対策強化月間では、電話やＳＮＳによる相談支援体制の拡充や、主に中高年層やこども・若者に向けて、ポスターや動画による相談の呼びかけなど集中的な啓発活動を実施します。

引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺対策を推進していきます。

自殺対策の枠組み

平成10年以降、自殺者数が３万人を超え続けていたことを受けて、平成18年に「自殺対策基本法」が制定されました。また、平成28年には、都道府県、市町村に自殺対策計画を義務づけるなどとする改正が行われました。さらに、政府が推進すべき自殺対策の指針として令和４年10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

この自殺総合対策大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、以下の項目を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

- 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- 女性に対する支援の強化
- 地域自殺対策の取組強化
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など

困った時の相談方法・窓口

電　話　よりそいホットライン（一般社団法人 社会的包摂サポートセンター）24時間対応
どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。
電話：0120-279-338
こころの電話相談（川崎市）毎日９時～ 21時（年末年始は９時～ 17時）
電話：044－246-6742

①　②

ＳＮＳ　NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク
「生きづらびっと」では、SNSやチャットによる自殺防止相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつなぎも行います。
二次元コード　LINE→別添①　WEB→別添②　チャット→別添③

③

その他相談窓口などの詳細については、下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省　「まもろうよ　こころ」
https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

広告

住まいる共済
火災共済・自然災害共済

組合員の皆さまの声にお応えして
2024年4月リニューアル！
※2024年4月1日以降の新規加入契約および更新契約から適用

風水害への保障が手厚くなります！

公式キャラクター ビットくん

風水害等が多発化・大規模化するなか、引き続き、確かな保障をお届けするため、このたび商品改定を行います。これまで組合員の皆さまよりお寄せいただいたご要望にお応えし、より一層ご安心いただける保障としてお届けいたします。

組合員の皆さまの声を反映した
主な改定ポイント

こくみん共済 NEWS coop
1423B011

01 共済金額を分かりやすく
風水害等の損害へのお支払いは「実損害額にもとづき算出」します
住宅・家財ごとに、実際に被害にあった金額にもとづくお支払いとなるため、お受け取りの共済金額が分かりやすいものになります。
※住宅・家財ごとに契約されている共済金額（契約額）を上回るお支払いはできません。

02 支払要件の緩和
10万円以下の損害も風水害等共済金の支払対象に
大きな損害だけではなく、小規模な損害に対しても保障できるようになります。
例【このような損害も保障】
［台風による強風で窓ガラスやアンテナが破損してしまった。］

03 保障内容の見直し
付属建物等の被害も、一律保障から実損害額保障へ
付属建物等の風水害等にかかわる損害に対しても、風水害等共済金の対象としてお支払いします。
付属建物等とは
物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど
※住宅のご契約内容によって金額に上限があります。

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop
神奈川推進本部（神奈川県労働者共済生活協同組合）

たすけあいから生まれた保障の生協です。
「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

ホームページからもお問い合わせいただけます　https://www.zenrosai.coop/　こくみん共済 coop　検索

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

令和６年３月

Ⅰ－１　労働市場（神奈川県、川崎市）

＊12月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.89倍で前年同月に比べ0.04ポイント下回りました。
＊12月の川崎市内の有効求人倍率は、0.85倍で前年同月に比べ0.09ポイント下回りました。

項目／年月	有効求人数（a）				有効求職者数（b）				有効求人倍率（a/b）			
	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和２年度平均	8,313	5,700	14,013	83,457	7,128	12,729	19,857	103,768	1.17	0.45	0.71	0.80
令和３年度平均	8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和４年度平均	9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和５年　７月	9,566	7,164	16,730	96,072	7,516	12,279	19,795	109,084	1.27	0.58	0.85	0.92
８月	9,845	7,102	16,947	98,694	7,472	12,164	19,636	108,150	1.32	0.58	0.86	0.92
９月	9,651	7,218	16,869	97,673	7,541	12,032	19,573	107,511	1.28	0.60	0.86	0.92
10月	9,671	7,359	17,030	102,407	7,712	12,172	19,884	109,488	1.25	0.60	0.86	0.93
11月	9,396	7,267	16,663	100,816	7,499	11,757	19,256	106,534	1.25	0.62	0.87	0.92
12月	8,835	7,121	15,956	98,609	7,216	11,505	18,721	101,917	1.22	0.62	0.85	0.89
資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川労働局職業安定部「労働市場月報」											

（注）労働市場は新規学卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
（※神奈川労働局では毎年、新季節指数を適用し前年度の数値を一部改訂しています。）
また、南部（川崎公共職業安定所）の数値には川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区分を含んでいます。

Ⅰ－２　労働市場（全国）

＊12月の完全失業者数は156万人、完全失業率は2.4%となりました。一方、有効求人倍率は1.27倍で、前年同月に比べ0.09ポイント下回りました。

項目／年月	完全失業者（全国）		完全失業率(%)	有効求人倍率
	万人	前年比	全国	全国
令和２年平均	191	18.0	2.8	1.19
令和３年平均	193	1.0	2.8	1.13
令和４年平均	179	-7.2	2.6	1.28
令和５年　７月	183	7.0	2.7	1.29
８月	186	9.0	2.7	1.29
９月	182	-5.0	2.6	1.29
10月	175	-3.0	2.5	1.30
11月	169	4.0	2.5	1.28
12月	156	-2.0	2.4	1.27
資料出所	総務省統計局「労働力調査」　厚生労働省「一般職業紹介状況」			

（注）全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値。
ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値。

Ⅱ　業種別労働災害発生状況

＊令和５年１月～12月の労働災害発生状況は、前年比928件減の1,281件となりました。

区分／業種	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
			件数	前年比(%)
製造業	135 (0)	120 (1)	15	12.5
建設業	117 (3)	121 (2)	-4	-3.3
運輸業	229 (0)	241 (0)	-12	-5.0
その他	800 (1)	1,727 (2)	-927	-53.7
総計	1,281 (4)	2,209 (5)	-928	-42.0
資料出所	神奈川労働局（川崎南・川崎北労働基準監督署）			

（注１）件数は休業４日以上の死傷、（数字）は死亡者数。
死亡件数は把握時、休業件数は死傷病報告により集計。
（注２）令和６年２月時点速報

Ⅲ　関連指数（全国、神奈川県、川崎市）

＊12月の川崎市消費者物価指数は、105.6となり、前年同月に比べ2.4ポイント上回りました。

項目／年月	常用労働者賃金（円）		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況		
	県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和２年平均	373,454	365,170	135.0	140.4	10.7	10.8	100.0	0.0	100.0	0.0	83.9	90.6	5	37	648
令和３年平均	370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	92.6	95.6	4	30	503
令和４年平均	367,534	380,248	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	94.6	95.7	5	34	536
令和５年　７月	462,230	446,498	139.4	146.3	12.1	12.0	104.6	3.0	105.7	3.4	97.2	103.8	5	40	758
８月	317,690	318,026	132.6	139.3	11.4	11.2	104.6	2.6	105.9	3.2	98.6	103.1	4	48	760
９月	316,679	317,453	136.4	143.4	12.0	12.0	105.0	2.7	106.2	3.1	89.4	103.6	5	42	720
10月	320,998	319,761	139.7	146.4	12.4	12.5	105.9	3.2	107.1	3.4	93.9	104.9	10	41	793
11月	327,187	330,677	139.4	146.3	12.7	12.3	105.6	2.7	106.9	3.0	P91.0	104.0	9	45	807
12月		P712,450		P143.6		P12.1	105.6	2.4	106.8	2.7		P105.9	7	49	810
資料出所	県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」						全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」		

（注１）鉱工業生産指数は（県：平成27年、全国：令和２年）を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
（注２）消費者物価指数は令和２年を100とする。
（注３）倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】　過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださるようお願いいたします。

使用者からの申出による一方的な労働契約の終了を解雇といいますが、解雇は、使用者がいつでも自由に行えるというものではありません。解雇するには、社会の常識に照らして納得できる理由が必要です。関連する相談事例を３例ご紹介します。

やむを得ず労働者を解雇する場合、どのような点に留意すればいいでしょうか。

労働基準法20条では解雇の予告について『労働者を解雇しようとする場合には、少なくとも30日前にその予告をするか、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない』と定めています。この手続きを行うことで労働基準法上の要件は満たすこととなります。一方、解雇理由の合理性については、労働契約法16条で、『解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合には、その権利を濫用したものとして無効とする』と定められています。例えば、勤務態度に問題がある、業務命令に違反する等、労働者に非行があった場合でも、教育指導など使用者側の改善への努力の有無を勘案して妥当性が問われます。妥当でなければ、解雇権の濫用として解雇が無効とされる場合もあります。

当社では、３か月の試用期間を設けていますが、今回採用した社員はいくら指導しても改善されないため本採用しない方針です。このような場合でも、解雇予告は必要なのでしょうか。

労働基準法21条では、解雇予告の適用除外のひとつとして『試の使用期間中の者』を挙げています。しかし、試の使用期間中の者でも、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合には、予告が必要となります。会社で定めている試の使用期間の如何にかかわりなく、入社後14日を超えれば解雇予告を要するとされているため、試用期間を終えた時点で、やむを得ず解雇せざるを得ない場合、30日分の予告手当を支払う必要があります。

労働基準監督署長の『解雇予告除外認定』を受けることにより、解雇予告なしで解雇することができると聞きました。どのようなケースが該当するのでしょうか。

『天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能な場合』または、『労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合』、労働基準監督署長の認定を受けることにより、労働基準法20条に定める解雇の予告や解雇予告手当の支払いをしないで解雇することができます。具体的には以下のケースが該当します。

◆『天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能な場合』とは?
事業場が火災により焼失した場合、または震災に伴う工場、事業場の倒壊、類焼等により事業の全部又は大部分の継続が不可能になった場合をいいます。

◆『労働者の責に帰すべき事由』とは?
①極めて軽微なものを除き、事業場内における盗取、横領、傷害等刑法犯に相当する行為のあった場合
②賭博、風紀びん乱により職場規律を乱し、他の労働者に悪影響を及ぼす場合
③他の事業へ転職した場合
④原則として２週間以上正当な理由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じない場合
⑤出勤不良または出欠常ならず、数回にわたって注意を受けても改めない場合

※詳しくは、『解雇予告除外認定について（厚生労働省）』をご参照ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/kaikozyogai031025.pdf

川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市ホームページ（右の二次元コード）をご確認ください。

編集後記

あっという間に年度末となりました。昨年5月には新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、徐々に日常生活が戻ってきように感じます。個人的には、子供の入学があり、運動会や文化祭等さまざまな学校行事が通常通り実施されて嬉しく思いました。一方、能登半島地震に関連して、子供たちの集団避難というニュースを目にしました。避難する本人はもちろん、送り出す家族に思いを馳せると胸が苦しくなります。被災地に一刻も早く日常生活が戻ることを祈りたいと思います。日々を当たり前に過ごせることに感謝しつつ。

コネクションズかわさき

サポステ
地域若者サポートステーション

「働きたいけど自信がない…」そんな若者達が
一歩を踏み出すためのチカラをお貸しください！

川崎市と厚生労働省が運営しているコネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）は、働くことに不安がありつつも、未就労からの脱却を目指す15歳～49歳の方が利用している就職支援窓口です。利用者の８割の方がなんらかの就労経験があるものの、経験不足等の不安から、社会への一歩を踏み出せない若者も少なくありません。そんな彼らが一歩を踏み出すためには、家族や専門家だけではなく、企業の皆さまのお力添えが必要です。

そこで、**以下の内容で、ご協力いただける企業を募集しています。**

◆職業人セミナー

「働く」ことが不安な若者たちに、一人の社会人の先輩として、ご自身の社会経験等を語っていただき、働くことの楽しさややりがいなどお伝えください。

◆職場体験（インターンシップ）・職場見学

就労経験の少ない若者に、補助作業等の体験の機会をご提供ください。

（例）期間：４日間、時間帯：９時～13時、体験内容：事務補助作業など

※具体的な内容等は各企業と相談させていただきます。

※受入企業の費用負担はございません。

・若者との関わり方等、ご不明な点は当所がサポートいたしますので、ご安心ください。
・これまでに多数の若者が職場体験に参加させていただいており、**80名以上**が職場体験後に企業の皆さまからお声がけいただき、**正社員**や**アルバイト**として**採用**されています。

コネクションズかわさき
（かわさき若者サポートステーション）

川崎市高津区溝口 1-6-10　てくのかわさき 3F
TEL：044-850-2517（電話受付：月～土　10:00～17:00）
開所時間：9:00～17:00　休所日：日・祝・年末年始
コネクションズかわさきHPへのアクセスは、上の二次元コードから!

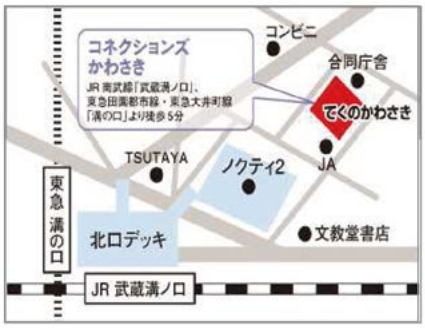

かわさき労働情報

Kawasaki Labor Information

第 2159 号　令和 6 年 3 月 1 日発行
編集・発行　川崎市経済労働局労働雇用部
〒 210-8577　川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話　044-200-3653（直通）　FAX　044-200-3598
経済労働局労働雇用部メールアドレス　28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。